

参考資料

- 1 用語解説
- 2 策定までの経緯

参考資料

1 用語解説

	用語	解説
あ行	IoT（アイオーティー）	Internet of Things の略。テレビやエアコン、バスや自動車など、身の回りのあらゆるモノがインターネットにつながる仕組みのこと。
	アクセス	車、バス、鉄道、徒歩など、特定の場所へ到達するための手段。
	AI（イーアイ）	Artificial Intelligence の略。人工知能。人間の知的ふるまいの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。
	NPO（エヌピーオー）	Nonprofit Organization の略。非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、住民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。
	エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。
か行	行政施設	市役所・支所などの施設の総称。
	共助	身近な地域の住民同士などで互いに助け合う行為。
	区域区分	都市計画区域内に設定する、市街化区域と市街化調整区域の区分。
	高次都市機能	都市機能の中でも、総合病院や文化ホール、大規模商業施設など、都市圏を越えて広域的に影響のある機能を指す。
	公共施設	住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設。
	交通結節点	異なる交通手段等を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。（鉄道駅、バスターミナル、交通広場など）
	高齢化率	全体の人口に占める 65 歳以上人口の割合。
	古河市総合計画	市の将来の姿を明確に示し、まちづくりの総合的な指針となる最上位の計画。市が目指す将来の姿を示す「基本構想」、まちづくりに係る施策の方向性を体系的に示す「基本計画」、具体的な事業を示す「実行計画」をもって構成する。
	コンパクトシティ	90 年代初頭から着目され始めた都市形態のこと。様々な都市機能を小さなエリアに集中させることで、歩いて生活を完結させ、効率的で環境負荷が低い街を実現しようという考え方に基づいている。
	コンパクト・プラス・ネットワーク	国が進める重点施策で、人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携した、コンパクトなまちづくりへの転換が求められている。

	用語	解説
さ行	再生可能エネルギー	一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー源の総称。太陽光発電、風力発電、バイオマス利用、水力発電、地熱発電、太陽熱利用、雪氷熱利用、温度差熱利用、地中熱利用等がある。
	CSR（シーエスアール）活動	Corporate Social Responsibility の略。民間事業者が社会に対して責任を果たし、社会とともに発展していくための活動。
	市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域、及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
	市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
	自然共生型工法	生物多様性や自然環境の保全・復元・創出に効果のある工法。
	自然的土地利用	農地、山林、水面、砂浜、岩礁、河川敷などのその他の自然地を指す。
	シームレス化	シームレスとは「継ぎ目のない」を意味し、乗継ぎ等の交通機関間の「継ぎ目」や交通ターミナル内の歩行や乗降に際しての「継ぎ目」をハード・ソフト両面にわたって解消することで、出発地から目的地までの移動を全体として円滑かつ利便性の高いものとする。
	人口集中地区（DID）	国勢調査による 4,000 人/km ² 以上の基本単位区が互いに隣接して、人口が 5,000 人以上となる地区のこと。Densely Inhabited District の頭文字から「DID」と呼ばれる。
	スプロール	市街化区域外の郊外部において、十分な基盤整備がされないまま無秩序な開発が行われ、市街地が拡大していくこと。
	生活利便施設	銀行、郵便局、病院、スーパーマーケット、商店街など、住宅の周辺にある生活に必要な諸々の施設。
た行	地域地区	都市計画法に基づく都市計画の種類のひとつで、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。
	地区計画	住民の生活に身近な地区を単位として、安全で快適な街並みの形成や良好な環境の保全などを目的に、住民の意向を反映しながら、地区単位の整備目標、土地利用、地区施設、建築物等の整備に関する方針や計画を、都市計画法に基づいて定めるもの。
	デマンド交通	利用者のデマンド（需要、要求）にあわせて運行する公共交通機関。古河市では、利用登録した市民からの要望を受け、自宅から目的地まで低額で利用できる乗り合いタクシー。
	田園地域	水田や畑、平地林などの自然環境を有する地域（市街化調整区域）。

用語		解説
	都市機能	一般的には、人々が暮らす上で必要となる、政治・行政機能、商業機能、交通・通信機能、教育・文化・娯楽機能、医療・福祉機能などをさす。
	都市基盤	都市活動を支える道路、公園、上下水道などの施設の総称。
	都市計画区域	都市計画を策定する場ともいべきもので、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地の区域として都道府県が指定した区域。
	都市公園	住民の利用に供する身近なものから広域的な利用に供するものまで様々な規模、種類のものがあり、その機能、目的、利用対象等によって住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）、都市基幹公園（総合公園、運動公園）、大規模公園（広域公園、レクリエーション都市）、国営公園、特殊公園、緩衝緑地、都市緑地、緑道に区分される。
	都市施設	都市の骨組みになる施設のことで、道路・駐車場などの交通施設、公園・緑地・広場などの公共空地、水道・電気供給施設・下水道などの供給施設・処理施設等を指す。都市施設のうち、特に重要なものは、あらかじめその位置を都市計画で定めておくことができる。
	都市的土地利用	住宅用地、商業用地、工業用地、運輸施設用地、公共公益用地、オープンスペース（公園緑地、ゴルフ場など）、その他の空地（駐車場、資材置場、造成用地など）、交通用地（道路用地、鉄道用地など）。
	徒歩圏人口カバー率	市の総人口に対する各施設の徒歩圏内の人口の割合。古河市では、徒歩圏域を各施設から 800m、鉄道駅から 1km、バス停から 500mとして算出している。
	土地区画整理事業	既成市街地などにおいて、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を目的として、換地手法を用いて、土地の区画形質を整え、道路・公園等の公共施設の新設・改良を行い、健全な市街地の形成や良好な宅地の供給を行う事業。
な行	日光街道	江戸時代に設けられた五街道の1つで、江戸日本橋から日光坊中を結ぶ街道
	年少人口	0歳から14歳までの人口のこと。
は行	パブリックコメント	政策や計画、条例の立案にあたり、行政が原案を公表して事前に市民から意見を求め、施策に反映させる市民参加の手法。
	バリアフリー化	高齢者や障がい者などが生活や活動をするうえで障害となっている、道路や建物内の段差など、障壁を取り除き生活しやすくすること。
	PFI（ピーエフアイ）	Private Finance Initiativeの略で、公共施設などの建設、維持管理、運営を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。
	PDCA（ピーディーシーイー）サイクル	Plan（計画）・Do（実施・実行）・Check（点検・評価）・Action（処置・改善）を継続的に実施することにより、事業等の改善を目指す手法。

用語		解説
	PPP (ピーピーピー)	Public Private Partnership の略で、行政が提供している公共サービスを民間に開放することで、コストの低減や質の向上、サービス提供形態の革新を実現しようとする取り組みのこと。行政と民間の協働（パートナーシップ）による官民協力形態による事業実施方式の総称として、PFI を含むより広い概念として用いられる。
	ファシリティマネジメント	所有する土地・建物・設備などを経営にとって最適な状態で運営し、維持するための総合的な管理手法のこと。近年、この手法により公共施設の管理・運営にあたらうという地方自治体が増えている。
	扶助費	性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。
ま行	マネジメント	管理。事業等の運営等を適切に操作・指導する機能又は方法。
	モビリティ・マネジメント	多様な交通施策を活用し、地域のモビリティ（移動状況）を社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化させていくよう導くこと。
や行	ユニバーサルデザイン	高齢者や身体障がい者という特定の人に限定せず、また、あらゆる体格、年齢、障がいの度合いに関係なく、できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間等をデザインすること。
	用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一種で、建築物の無秩序な混在を防ぎ、合理的な土地利用が行われるように定められた都市計画。住居、商業、工業など目指すべき市街地像に応じて用途別に 13 種類に分類されており、用途地域ごとに建築物の用途や容積率、建ぺい率等の制限が定められている。
ら行	リーマンショック	2008年9月に、アメリカ合衆国の投資銀行が経営破綻したことに端を発して、連鎖的に世界規模の金融危機が発生した事象の総括的な呼称。

2 策定までの経緯

(1) 策定経緯

アンケート調査	平成28年10月 ～11月	まちづくり市民アンケート調査
ワークショップ	平成30年3月3日	いつまでも暮らしやすい古河を目指して～古河の未来を考えるワークショップ～
職員参画	平成29年6月 ～7月 平成30年1月22日	施策調書 関係課ヒアリング（危機管理課、子ども福祉課）
住民説明会	平成30年11月15日 11月19日 11月20日	総和地区 古河地区 三和地区
パブリックコメント	平成30年11月15日 ～12月4日	都市計画マスタープラン案及び立地適正化計画案の公表、意見の募集
策定委員会	平成29年3月1日 5月29日 平成30年2月2日 6月26日 8月21日 平成31年2月13日	【第1回】委員会の設置、概要説明等 【第2回】（都）見直しにあたっての視点 （立）基本方針 【第3回】（立）計画骨子案 【第4回】（都）全体構想 （立）素案（誘導区域・施設） 【第5回】（都）地区別構想 （立）素案（目標指標） 【第6回】（都）実現化方針、修正事項の報告 （立）修正事項の報告
作業部会	平成29年3月21日 5月16日 平成30年1月17日 6月19日 8月1日 平成31年1月11日	【第1回】作業部会の設置、概要説明等 【第2回】（都）骨子案、改定のポイント等 （立）施策・事業照会 【第3回】（立）計画骨子案 【第4回】（都）全体構想 （立）素案（誘導区域・施設） 【第5回】（都）地区別構想 （立）素案（目標指標） 【第6回】（都）実現化方針、修正事項の報告 （立）修正事項の報告
策定懇談会	平成29年5月31日 8月28日 平成30年7月9日 9月28日 平成31年1月24日	【第1回】座長選出、概要説明等 【第2回】（都）骨子案、改定のポイント等 （立）骨子案 【第3回】（都）全体構想 （立）素案（誘導区域・施設） 【第4回】（都）地区別構想 （立）素案（目標指標） 【第5回】（都）実現化方針、修正事項の報告 （立）修正事項の報告※

※第5回策定懇談会は、欠席者多数により流会となったため、文書での意見照会を行いました。

都市計画 審議会	平成30年 8月22日 平成31年 2月20日	中間報告 諮問・答申
国・県等 との協議	平成29年 7月 5日 平成30年 7月18日 8月 6日 11月 2日	関東地方整備局協議 茨城県協議 関東地方整備局協議 茨城県協議
古河市議会	平成30年10月22日 平成31年 3月 8日	議会全員協議会中間報告 議会全員協議会報告

(都)：都市計画マスタープランに係る議事、(立)：立地適正化計画に係る議事

(2) 市民参画・職員参画の概要

■まちづくり市民アンケート調査

目的	☑ 地区別に市民の生活圏や行動パターンなどの生活実態を把握し、本市の新たな都市構造やそれを踏まえた都市機能誘導区域及び居住誘導区域を検討するにあたっての根拠となる基礎データや意向抽出を主な目的として実施
調査期間	平成28年10月27日～11月14日
調査対象	市内在住の20歳以上の男女2,000名
抽出方法	無作為抽出
回収結果	回答数666票 回収率33.3%
調査項目	1 回答者の属性 2 日常の生活圏 3 古河市全体のまちづくりや都市構造について 4 お住まいの地区の状況について 5 自由回答

古河市まちづくりアンケート

～古河市の新たな都市構造の形成に向けた市民意向調査～

1. はじめにご回答いただくあなたの自身のことについてお答えください。

次の①～⑦の項目ごとに、それぞれあてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

① 性別	1. 男性	2. 女性	
② 年齢	1. 20歳代 4. 50歳代 7. 70歳以上	2. 30歳代 5. 60～64歳 8. 第8地区	3. 40歳代 6. 65～69歳 9. 第9地区
③ 居住地区	1. 第1地区 4. 第4地区 7. 第7地区 10. 第10地区 13. 第13地区 16. 第16地区 19. 第19地区	2. 第2地区 5. 第5地区 8. 第8地区 11. 第11地区 14. 第14地区 17. 第17地区 20. 第20地区	3. 第3地区 6. 第6地区 9. 第9地区 12. 第12地区 15. 第15地区 18. 第18地区
④ 居住年数	1. 2年未満 4. 10～20年未満	2. 2～5年未満 5. 20年以上	3. 5～10年未満
⑤ 家族構成	1. 単身 3. 二世帯家族(親と子) 5. その他()	2. 夫婦のみ 4. 三世帯家族(親と子と孫など) 6. その他()	
⑥ 職業	1. 農林漁業 3. 自営業・会社経営 5. 会社員 7. 公務員 9. その他()	2. 夫業のみ 4. 専業主婦・主夫 6. 学生 8. 無職	
⑦ 住宅	1. 持ち家一戸建て 3. 分譲マンション 5. 公営の住宅・アパート 7. その他()	2. 民間借家一戸建て 4. 賃貸のマンション・アパート 6. 社宅・寮・官公舎	

⑧ 自身の日常生活・行動についてお答えください。

⑧-1 通勤・通学先について、あてはまる番号を1つ選んで○をしてください。

2. 駅城市	3. 坂城市	4. 五箇町
6. 八千代町	7. 小山市	8. 宇都宮市
10. 加須市	11. さいたま市	12. 久喜市
14. その他()		

※15. 通勤・通学していないと回答した方以外にお聞きします。
通学の際、最も利用する交通手段を1つ選んで○をしてください。

2. バス	4. バイク・スクーター
6. タクシー	8. その他()

⑧-2 現在お住まいになっている地区の状況についてお答えください。

は、現在お住まいの地区の生活環境についてどのように感じていますか。次の項目(満足度と考えるもの)ごとに、あてはまる番号をそれぞれ1つずつ選んで○をしてください。

住まいの地区の状況についてお答えください。	満足度					満足度				
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
⑧-2-1 交通の便	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
⑧-2-2 物の便利さ	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
⑧-2-3 道の整備	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
⑧-2-4 緑の整備	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
⑧-2-5 安全対策	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
⑧-2-6 災害に対する防災対策	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
⑧-2-7 防犯対策	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
⑧-2-8 家などの管理及び維持対策	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

■いつまでも暮らしやすい古河を目指して～古河の未来を考えるワークショップ～

目的	☑ 主に都市計画マスタープランの全体構想及び地区別構想の検討にあたり、広く住民の意見を伺うこと、また市民のまちづくりに対する理解を深めることを主な目的として実施
開催日	平成 29 年 3 月 3 日
参加者の構成	各コミュニティ団体、民生委員、商工会（女性部、青年部）、認定農業者、市内高校生 計 42 名
ワークショップの流れ	<p>受付</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 ワークショップの概要説明 3 市の現状及び考え方の説明 4 質疑応答 5 自己紹介と地区のオススメスポットの紹介 6 ワークショップ① 地域のまちづくりの希望と不安 7 ワークショップ② 地域が目指すべき将来のまちの姿 8 全体発表 9 閉会



■職員参画（施策調書）

目的	☑ 前都市計画マスタープランの検証として、掲げられている施策や取り組みの進捗状況や今後の展開等を把握し、都市計画マスタープランに反映するために実施
調査期間	平成 29 年 6 月～7 月
概要	☑ 前都市計画マスタープランに掲げられている施策や取り組みをシートにまとめ、関係各課にて記入

■住民説明会

目的	☑ 都市計画マスタープラン案及び立地適正化計画案の周知、意見聴取を目的に実施		
実施日	平成30年11月15日	平成30年11月19日	平成30年11月20日
対象地区	総和地区	古河地区	三和地区
実施場所	古河市役所総和庁舎 第2庁舎3階会議室	スペースU古河 多目的ホール	古河市役所三和庁舎 3階会議室
参加人数	3名	6名	2名
意見数	合計10件		

■パブリックコメント

目的	☑ 都市計画マスタープラン案及び立地適正化計画案の周知、意見聴取を目的に実施		
実施期間	平成30年11月15日～12月4日		
閲覧場所	古河庁舎市民窓口室、市民総合窓口課、都市計画課、市ホームページ		
意見数	0件		

(3) 策定体制の概要

■策定委員会

構成員	副市長（委員長）	健康福祉部長
	教育長（副委員長）	産業部長
構成員	企画政策部長	都市建設部長
	総務部長	上下水道部長
構成員	財政部長	教育部長
	生活安全部長	議会事務局長

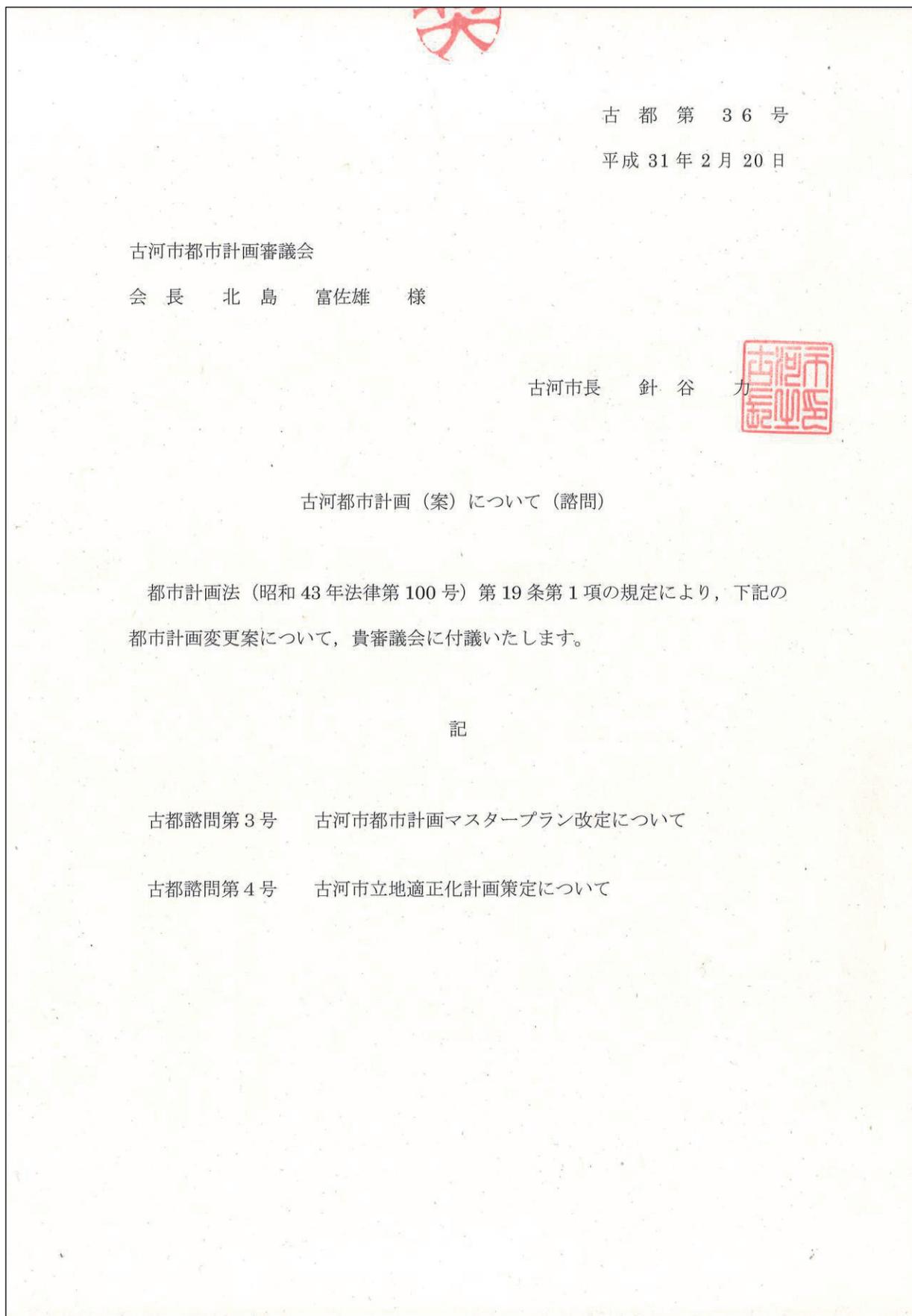
■作業部会

構成員	都市計画主管部長（部会長）
	都市計画主管課長（副部会長）
構成員	企画課、子ども入園課、総務課、危機管理課、財政課、資産税課、財産活用課、市民協働課、防災交通課、環境課、福祉総務課、障がい福祉課、高齢福祉課、介護保険課、健康づくり課、商工政策課、企業誘致・定住促進室、農政課、土地改良課、生涯学習課、施設管理課、スポーツ振興課、都市計画課、区画整理課、建築指導課、道路整備課、用地管理課、営繕住宅課、下水道整備課、下水道管理課、水道課、教育環境整備課、農業委員会事務局の各課補佐以上

■策定懇談会

構成員			
役職	氏名	区分	役職等
座長	谷口 守	学識経験者	筑波大学システム情報系社会工学域教授
副座長	小島 保	関連行政機関	県境工事事務所次長兼道路整備課長
委員	土肥 靖史 川俣 政勝	学識経験者	JRバス関東（株）佐野支店支店長
	廣瀬 秀一		茨城急行（株）古河営業所所長
	下村 宏幸		古河市商工会副会長
	蓮見 公男		古河商工会議所会頭
	鈴木 源一 秋葉 邦之		古河市工業会事務局長
	今泉 房雄		茨城むつみ農業協同組合常務理事
	綾部 孝		古河市社会福祉協議会地域福祉課長
	工藤 義人		古河市民間保育園協議会会長
	関根 ひろ子		古河市地域女性団体連絡会会長
	吉田 昭万	市民	第3地区地区長
	長濱 忍		理事、第9地区地区長
	湯本 豊		会長、第19地区地区長
	平間 基始男		第20地区副地区長
	和田鍋 義峰		古河市PTA連絡協議会顧問
	石井 慎太郎 印出 正人 小林 祐樹		古河青年会議所理事長
	中村 洋心 入江 ふじこ	関係行政機関	古河保健所所長

(4) 都市計画審議会（諮問・答申）



古 都 審 第 4 号
平成31年2月20日

古河市長 針 谷 力 様

古河市都市計画審議会
会長 北 島 富佐雄



平成31年2月20日付け古都第36号で諮問のありましたことについて、審議会を開催し審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

諮問事項

古都諮問第3号 古河市都市計画マスタープラン改定について
古都諮問第4号 古河市立地適正化計画策定について

諮問事項については、原案のとおり定めることに同意します。

なお、当方針ならびに計画の推進にあたっては、審議会にて各委員から出された意見を尊重し、次の事項に充分配慮されることを望みます。

1. 都市間競争の意識を持ち、現状の土地利用の状況を鑑み定住促進に向けた区域区分や用途地域の見直しについて、適宜取り組まれること。
2. 「古河地区」、「総和地区」、「三和地区」のような合併前の行政界を意図する表現を改め、新しい地区の表現を検討すること。
3. 自動車メーカーが立地した追い風を活かし、人口減少・少子化に歯止めをかけるよう、子育て支援施策や産業誘致施策に重点的に取り組み中長期的な視野でまちづくりを推進されること。
4. 住民説明会への参加者が少ないことを受け、今後の住民説明会の周知方法や開催方法について再検討し、少しでも多くの住民意見が反映されるよう努めること。

